

## 東京都人権施策推進指針（素案）への意見

在日本朝鮮人東京人権協会  
110-0016 東京都台東区台東3-4-1-10-3F  
2015年6月22日

### ■意見1

#### 一該当箇所

「I 人権を取り巻く現状 2 東京における人権の状況」

#### 一意見内容

東京都による人権侵害の事実が記述されていない。

#### 一理由

東京都による朝鮮学校への「私立外国人学校運営費補助金」（以下、補助金）の不支給措置は、2010年4月に施行された「高校無償化」制度を朝鮮学校には適用しないという日本政府の方針を受けて石原都政下で2010年度よりなされたものであるが、これは東京都下にある外国人学校（補助金対象25校）のうち、朝鮮学校（同10校）にのみ補助金を不支給にするという、外国人生徒のうち在日コリアン生徒のみを標的とした東京都自らによる差別的な措置である。

国連・人種差別撤廃委員会は、2014年8月29日に公表した日本政府報告書審査に関する総括所見において、「朝鮮学校へ支給される地方自治体の補助金の凍結」が「在日朝鮮人の子どもたちの教育権を妨げる法規定および政府の行為」と指摘し、「教育機会の提供において差別がないこと」「朝鮮学校への補助金の支給を再開しまたは維持する」ことを勧告した（CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ19）。さらに、この勧告は、31項目の勧告のうち「特に重要な勧告」とされた4つの勧告に含まれた。

国連の委員会によって地方自治体の朝鮮学校への補助金停止問題が問題視され、是正勧告がなされたことは初めてのことである。これはすなわち、東京都による朝鮮学校への補助金不支給措置が人種差別撤廃条約（日本は1995年に批准）に違反する「人種差別」行為であることを意味している。日本国憲法および人種差別撤廃条約に従って、中央政府のみならず地方自治体も人種差別を行ってはならない義務がある。従って、朝鮮学校への補助金を停止している東京都は現在、人種差別撤廃条約違反状態にあるといえる。

上記委員会からの勧告について記者からの質問を受けた舛添知事は、「どこの国の言葉でも、どこの国の子供でも教育を受ける権利はあるわけですから、そういうものを侵害してはいけない」「私が今問題にしているヘイトスピーチにしても（中略）人種差別を助長するというのであれば、国連の理念にも、我が日本国憲法の理念にもそぐわない」「今ご指摘の問題も、私はある意味でヘイトスピーチと同じような局面を持っていると思いますので、検討したいと思います」と発言した（2014年9月2日舛添知事定例記者会見）。

「東京における人権の状況」には、「オリンピック憲章」に言及しながら「国際社会からこれまで以上に人権尊重の理念の実現が求められています」とあるが、まずもって東京都自らによる人権侵害状況を是正することで、「人権尊重の理念の実現」を図るべきである。

### ■意見2

#### 一該当箇所

「III 人権課題ごとの現状と都の施策の方向性」

#### 一意見内容

人権課題に「在日コリアン」を独立して加えるべきである。

#### 一理由

現在、東京都下で見られる在日コリアンへの差別状況は、日本が朝鮮を植民地支配したことを原因として日本に渡らざるをえず、戦後も様々な困難の中で日本に定住せざるを得なかった在日コリアンの歴史的経緯がまったく顧みられていないことに起因している。その意味で、在日コリアンへの差別問題は、日本に在住する「外国人」の人権課題として一括りで語ることはできない固有の人権課題を有している。

人権施策推進指針（以下、指針）にはこうした歴史的視点が欠落しており、これまで有識者懇談会によって人権課題の現状をヒアリングした団体の中にも、在日コリアンへの差別問題に取り組んでいる団体は含まれて

いない。

指針の「III 人権課題ごとの現状と都の施策の方向性」「7 外国人」の中に「また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっており、平成 26 (2014) 年 12 月には、ヘイトスピーチとされる行為が「人種差別撤廃条約」上の人種差別に該当するとした最高裁判決も出ています」と書かれている。

周知のとおり、昨今のヘイト・スピーチの主な標的となっているのは在日コリアンやいわゆるニューカマーの韓国の人々であるが、まだヘイト・スピーチ問題が社会問題化していなかった 2008 年 11 月、人種差別団体「在日特権を許さない市民の会」(在特会) は前会長の桜井誠(高田誠)氏先導の下に東京・小平市に所在する朝鮮大学校に差別街宣をしかけた(「史上初! 朝鮮大学校前で在特会が抗議活動」<http://www.youtube.com/watch?v=kKsHz96NIB8>)。おそらくこれが東京都下で行われた初めての人種差別街宣だと思われる。

その後、同団体は 2009 年、2011 年にも同大に押しかけ、「朝鮮大学校を更地にしろ」「犯罪朝鮮人を東京湾に叩きこめ」「叩き殺してみせるから出てこいよ」「お前たち朝鮮人を殺しに来たんだよ」等の、暴力や殺人を扇動するシュプレヒコールを校門前でスピーカーを使用して叫んだ(「在特会 2011. 11. 6 朝鮮大学校 抗議活動 in 小平市③」<http://www.youtube.com/watch?v=-HRYV-F5bRU>)。同大の学生や教職員はもちろんのこと、その他多くの在日コリアンや日本人が訪れていることを狙ってしかけられた人種差別街宣であるといえる。

今年においても、5 月 31 日には朝鮮学校が所在する JR 十条駅周辺で人種差別街宣が行われた。

ヘイト・スピーチ問題は、日本の朝鮮侵略や植民地支配を原因として在日コリアンが日本に定住せざるをえなくなった歴史的背景への理解なしには、問題の原因を根絶することはできない。上記「意見 1」で触れた国連・人種差別撤廃委員会による総括所見においても、「人種差別につながる偏見と闘い、異なる国籍、人種あるいは民族の諸集団の間での理解、寛容そして友好を促進するために、人種主義的ヘイト・スピーチの根本的原因に取り組み、教授、教育、文化そして情報の方策を強化すること」が勧告されている(CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 11)。

さらにいえば、こうした朝鮮学校や在日朝鮮人を標的とした人種差別街宣の問題は、上記「意見 1」で述べた日本の中央政府や地方自治体による人種差別の問題と本質的には同じである。東京都は、朝鮮学校への補助金を停止することによって、「特定の民族や国籍の人々を排斥する」メッセージを日本社会に対して明確に送っていることになる。中央政府や地方自治体の人種差別を止め、「あらゆる差別をなくすための取組」(指針「III 人権課題ごとの現状と都の施策の方向性」「7 外国人」)を行わなければ、ヘイト・スピーチ問題も根本的には解決に向かわないだろう。

以上から、在日コリアンの歴史的背景に鑑みた人権施策の制定が急務である。よって、東京都の人権課題に「在日コリアン」を独立して加えるべきである。

### ■意見 3

ー該当箇所

「III 人権課題ごとの現状と都の施策の方向性」「7 外国人」

ー意見内容

【施策の方向性】として、学校や自治体、警察、企業などあらゆるレベルにおいて在日コリアンの歴史や現在の差別状況についての教育・啓発を一層促進させていくことを含めるべきである。

ー理由

上記「意見 1」「意見 2」で述べたとおり、在日コリアンが置かれている被差別状況は、該当箇所記述されているような「外国人からの生活相談への対応」「多言語対応の充実」などの啓発や「異文化を尊重する態度や異なる週間・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実」だけでは到底是正され得ない。その根本的原因に取り組むために、在日コリアンの歴史や現在の差別状況についての教育・啓発を東京都において強化するべきである。

### ■意見 4

ー該当箇所

「II 基本理念と施策展開の考え方」「(1)助け合い・思いやりの心の醸成」

－意見内容

「・・・助け合い・思いやりの心の醸成」とあるが、「思いやり」という言葉は社会的に「同情・憐み」という意味をなし、被差別当事者の尊厳を踏みにじる言葉であり「思いやり」という言葉を削除するか、「互いに友愛の精神」に書き改めていただきたい。

■意見 5

－該当箇所

「Ⅱ 基本理念と施策展開の考え方」「(4) 公共性の視点」

－意見内容

「公共性の視点」は、「公共」のためなら「人権」を制限するとも読めます。「公共」そのものが「人権」であり、「人権」を妨げる「公共的」なものは「公共」ではありません。従って、「公共」と「人権」を対立的に捉える書き方は改めていただきたい。

■意見 6

－該当箇所

「Ⅲ 人権課題ごとの現状と都の施策の方向性」

－意見内容

「外国人」「HIV感染者・ハンセン病患者等」「親子関係・国籍」など複数の人権課題を括るのは、結局、独立した人権課題を軽視してしまことになります。上記で述べた在日コリアンに関する人権課題以外にも、歴史性と現実を踏まえ、以下の課題を独立課題とされたい。

- 移住労働者に対する差別と人権侵害
- ハンセン病回復者に対する差別と人権侵害
- 婚外子に対する差別と人権課題
- 児童ポルノ勧誘被害という人権課題
- その他の人権課題においても、当事者の意見を十分に聞き取り、差別の現実と歴史性を踏まえ独立課題として各人権課題をとりあげられたい。

■意見 7

－該当箇所

「Ⅳ 施策の進め方」

－意見内容

① 3つの観点として「啓発・教育」「救済・相談」「支援・連携」があげられていますが、「旧・指針」では、「救済・保護」「啓発・教育」「支援・助成」でした。なぜ「保護」「助成」が「相談」「連携」になったか「素案」には書かれていませんが、少なくとも「保護」「助成」を削除すべきではありません。「規制（差別禁止）・救済・保護・相談」「啓発・教育・研修」「支援・助成・連携」として、様々な制度改革も含めた総合的な人権政策を推進することを明記していただきたい。

② 行政自身による差別の現実を重視し、行政内部の差別や人権侵害を含めた「チェック機関」を設置することを明記していただきたい。

<行政による差別事例>

○東京都は、北は北海道、南は九州まで障害者を都外の施設に今も送り続けています。精神障害者に対する新規措置入院は人口比で最低の県の17倍もあります。精神病院の偏在により、精神科救急で措置となると、東部から青梅八王子の精神病院に送られ、家族などの面会や、退院に向けての活動が困難となってしまう例も多くなっています。これら、二つの地域からの排除については長年指摘され続けてきたにもかかわらずなんらの解決策も示されていません。

- 東京都による朝鮮学校への「私立外国人学校運営費補助金」の不支給（2010 年度～現在）は、国際人権基準や日本が批准している「人種差別撤廃条約」違反であり明らかに行政による差別であるといえます。
  - 東京都が主催する部落問題研修やあるいは「合同面接会（就職支援事業）」において、部落差別を助長するような研修が実施されていたり、就職差別を助長する事業が実施されていたりしていました。
  - 東京都渋谷区は、2014 年 12 月 26 日から 2015 年 1 月 3 日まで、渋谷駅周辺の 3 つの公園を終日閉鎖しました。同区の緑と水・公園課は野宿者支援団体による年末年始の炊き出しを実施させないために公園を封鎖したことを認めました。
- ③「民間団体、国、地方自治体等との連携」において、「被差別当事者（団体）の取り組みとの連携」を「様々な主体との連携」に括るのではなく、重要な連携相手として「独立した項目」として掲示していただきたい。

#### ■意見 8

##### ー該当箇所

「Ⅴ 重点プロジェクト」

- ①「人権都市宣言」を發布することを明記していただきたい。
- ②「人権啓発」が主要な取り組み方針になっているが、ヘイトスピーチなど確信的な悪質な差別は法的に規制する必要がある。従って、差別禁止条例など差別撤廃にむけた包括的な条例策定を明記されたい。
- ③「第三者機関の設置」が明記されているが、「有識者」のみではなく「被差別当事者（団体）」による「第三者機関」を設置することを明記していただきたい。合わせて、「有識者」による「第三者機関」は被差別当事者（団体）から必ず意見を聞く機会を設けることを明記されたい。

#### ■意見 9

##### ー該当箇所

「Ⅲ 人権課題ごとの現状と都の施策の方向性 10 インターネットによる人権侵害」

##### ー意見内容

インターネットによる人権侵害を受けた人を救済することは明記されているが、合わせて、インターネットを活用した人権啓発の実施を方向性として明記すること。